4.　我が国の漁業協同組合活動におけるジェンダー

北川武彦

全国漁業協同組合連合会組織強化部部長

全漁連強化部の北川といいます。先程から外国の話だったので、これから国内のお話をさせていただきます。全国漁協婦人部連絡協議会の事務局を全漁連の組織強化部でやっているものですから、その全国的な活動状況について私の方からお話した上で、その歴史的背景にも多少触れたいと思います。具体的な実際の活動内容については、後ほどこちらの地元の婦人部の方からお願いしたいと考えております。

○日本の水産業と漁協の現状

現在、全国に漁協と名が付くものは約 1800 ほど、全国の津々浦々にございます。これは沿岸の海に接しているところの浦々ということで、別に内水面の組合、河川の組合というのがありまして、これは別の組織になっております。日本の漁業生産の全体の金額が約２兆円弱なんですけれども、その 90%は海面でやっているということで、内水面の方は 10%に満たないと思われます。内水面、河川の組合は組合員数は非常に多いが、事業的には大きくはやっていない。事業的に大きいのは沿岸にある沿海地区出資漁協でして、これらが全国で約 1800 あるということを、まずご記憶に留めていただきたいと思います。日本の国内の漁業生産量は約２兆円ですけれども、これに匹敵する金額が輸入されています。約２兆円近く、１兆 7～8000 億円という額が輸入されていて、成田漁港と言われるぐらい、それがいろいろ影響を及ぼしております。特にこの 10 数年の間に輸入が倍増し、国内で獲れなければ外から持ってくればいいという考え方になっているところがありまして、国内の漁業経営は苦しくなっています。

もう少し漁業の全般的なことを述べさせていただきたいと思います。沿海地区の漁協が 1800 ある中で、漁業者の数は、統計資料によると、30 日以上海上で漁業に従事するという方が約 27．8 万人います。この数に匹敵する正組合員の方が、さっき言った 1800 という漁協にいるわけです。その他に、30 日に満たない方々が約 20 万人近くいまして、合計 50 万人弱が何らかの形で漁業をやっていて、それが全組合員となっています。その中で今日のテーマの女性漁業者、海上での漁業に従事する方々というのは、統計上は約 46,000 人となっています。このうち、漁協の正組合員になっている方は約 23,000 人で、約半分です。なぜそうなっているかのについてはまた後ほどご説明したいと思います。

漁村における女性の役割について、次に述べさせていただきます。漁協の事業で一番大きいのは販売事業、全国的にいいましても、販売事業だと思います。販売事業は、組合員の方々、漁業者の方々が漁港に揚げた魚を、漁協が委託を

受けて、仲買人の方々に売るわけですね。その手数料を稼ぐというのが一般的で、さっき言った約1,800の内半分ぐらいが市場を経営しています。ただし最近では国内の価格が安いこともあるし、資源状況も悪いということで、販売事業が非常に苦しくなってきており、漁協の経営は厳しくなってきている状況でございます。肝心の女性の役目ですけれども、一般的には漁船漁業のような場合ですと、夫婦で出るという形態もまれにあるんですけれども、一般的には、漁家の女性は、夫が獲ってきた魚を、例えば浜で選別をするとかそれを競りにかけるまでのところを担っています。あとは漁協職員が競りにかけていきます。また漁船の資材の仕込みなども女性がやる場合が多いようです。家計は女性が握っていることが多いことを考えても、それが一般的ではないかと思います。漁協のもう一つの大きな事業に購買事業があるのですけれども、これは漁業者が使う資材、油や食料品を漁協が供給するというものです。その他に、信用事業というのもやっていて、最近ではなかなか立ち行かなくてなって県の団体がやるような形になってきているのですけども、基本的には漁協に信用事業の窓口がございます。この資金集めをやったのは、発祥はやはり婦人部であります。

○漁協婦人部の目的

さっそく、本論の漁協婦人部のことをお話したいと思います。全漁婦連などの婦人部の集まりでは、漁協婦人部の歌というものが歌われます。また、会の綱領をみんなで唱和します。どんな歌を歌うのか、どんなことを唱和するのかということで、第1番を紹介いたしますと、こういう歌詞でございます。「霧が晴れゆく宝の海よ。今日も希望の日が昇る。朝の潮路を乗り行く船よ。無事を祈って送った後は、この手でしっかり引き受けた。漁村の女性が引き受けた。」このように歌います。海での操業が非常に厳しい自然との戦いである上、危険をともないますので、海で働く夫を持つ漁村の女性達が、心を通じて活動する原点がここにあると思います。厳しい自然に接しているからそこに協同の精神が生まれるということです。また、家計を女性が握っているということもあります。もう一つ、どうして婦人部が協力し合うのかですが、漁業権は江戸時代には漁村が総有という形で所有していて、その入会権は漁村に与えられていました。戦後の法律ではその性格を漁協が持っているということがございます。地先の水面については漁協が漁業権を持っていて、その管理を任されているというわけです。海面は私有財産ではないわけです。したがって、もちろん男性同士も協力するし、女性同士も協力し合わなければやっていけないという背景

があります。

綱領の内容ですけれども、会合のリーダーが言うのに従って、皆で次を唱和いたします。「一つ、私達は漁村婦人の使命を自覚し、教養を高めましょう。一つ、私達は団結の力により社会的経済的地位の向上を図りましょう。一つ、私達は進んで漁業協同組合の健全なる発展に寄与し、住みよく豊かな漁村を建設しましょう。」大体漁協婦人部の目的はこういうことで、お分かりいただけるのではないかと思いご紹介したところです。

○漁協婦人部の歴史

次に、漁協婦人部の歴史でございますけれども、戦後昭和 51 年頃から生活改善や貯蓄運動を活動の柱に全国各地で設立され始めまして、県段階の組織が整備されて、全国組織である全漁婦連等が設立されたのは 1959 年、昭和 34 年でございます。漁協婦人部の歌もこの時期に発表されております。全漁婦連設立当初の婦人部の数ですが、この当時沿海地区の漁協数が 3,000 を超えておりました。その中で婦人部を持っていた漁協は 1,065、部員数が約 190 千人です。現在どうなっているかというと、婦人部の数は 1,147、部員数は 107 千人で半減しております。3,000 位組合があった昭和 34 年頃の漁業就業者は 60 万人ぐらいいたんですね。それが現在は 30 万人を割っていて、これと比例する形で婦人部の部員の数が減ってきているというような状況になるわけです。漁協婦人部の構成員ですけれども、原則的には、漁協組合員の家族の中で妻がなるというのが原則というか、中心になるのですけれど、漁協の区域内に居住して婦人部の目的を理解していただける方であれば、積極的に関与してもらっております。

○漁協婦人部の活動

お手元に「漁協婦人部読本」をお配りしています。この「婦人部読本」は、さっき言った昭和 34 年、1959 年から数えて去年で、ちょうど 40 周年を迎えましたので、作ったものです。前にも作っておりまして、大体１０年単位で作成し、今回は第三訂目だということで、記念行事のある時にこういうのを纏めているわけでございます。この目次を見ていただきたいのですけれども、婦人部がどんな活動をするのか、ジャンル別というか種類別に書いてございます。1 番は魚食普及活動ですね。2 番目は貯蓄推進活動。3 番目は環境保全活動、中身は植樹運動、合成洗剤追放運動、それから海浜清掃というような活動ですね。4 番目が提携・交流活動。これは農協と提携したり、都市と交流したり、都市の生

協ともやっている場合があります。それから5番が漁船海難遺児を励ます運動。6番がその他の活動で、地域活性化から始まって生活改善等々、はいっております。これらの活動の今までの展開の経緯ですが、もともとは生活改善、貯蓄、漁船海難遺児を励ます運動などが主で、漁村での生活に立脚したものが活動の原点でございました。その後、時代の変化の中で、環境保全活動ですとか、魚食普及活動等社会的に広がりを持つ分野にも取り組んできております。

特筆すべきは、貯蓄運動です。先程高利貸しの話が出ましたが、戦前はそういう状況が日本でもあったわけですね。戦後になって何とか自分達がお金を貯めて自分達の、例えば船を造るお金、資材を買うお金を自分達で調達しようということで、この貯蓄信用事業をやることになったのですが、この資金の原資を集める先鞭をつけたのが、漁協婦人部でございました。まずは自分達の倹約から始まって、集めた小さなお金を系統が集めて大きくし、自分達のお金を借りることが出来る、船の建造資金を借りることが出来るという形で広がっていったわけで、信用事業に発達する際に、婦人部の果たした役割は非常に大きいところがございます。漁協婦人部は現在も貯蓄推進活動の中心的存在になっております。婦人部はどちらかというと、地域に根ざしたフラットなNGO的な団体、自主的な団体なんですけれども、それが、男社会の法律的な建て前の組織社会、ピラミッド型の漁協と結び付く発端が、この信用事業にあったことは特筆すべきではないかと思います。

漁協婦人部の活動の具体的な中身の紹介につきましては、「漁協婦人部読本」に書いてあります。簡単に紹介いたしますと、生活改善運動は、漁村にはとかく新船建造の祝いや冠婚葬祭など多額の費用がかさむ慣習がございますけれどもこれを改善するとか、長期生活設計を立てるとか、こういうのが柱でございます。海難遺児を励ます運動、これは、昭和40年頃に非常に多くの方々が亡くなった海難事故がありまして、それを契機に亡くなった方々の子弟に対する支援活動が始まったものです。現在では、ちゃんと育英会ができておりまして、海難遺児に対する学資等々を給付する仕組みができあがっています。これも婦人部の協力があったからこそ、こういった形になったと思います。次に石鹸使用運動というのがございます。これは、昭和45年当時、高度成長時代の下で公害絶滅運動がおきましたが、これに端を発しまして、生活者の立場から取り組む具体的な課題として始め、25年以上にわたって展開しています。生協さんとか他の団体と協力して、やっておるところです。石鹸使用運動に加えて、最近では植樹活動、海浜清掃などの環境保全運動を、「森と川と海はひとつ」の

合い言葉をもとに幅広く展開しています。植樹活動についてはもう少し後で詳しくご説明をしようと思っているところでございます。それから魚食普及活動は、食卓における魚離れを防いで、健康によい日本型食生活の価値を見直そうと、50 年代頃に始まったもので、料理教室の開催や学校と提携して給食に魚を提供するとか、あるいは生徒に料理を教えるとか、イベントを開催するとか、特産物を販売するとかの取り組みです。また、最近では高齢者の福祉活動への取り組みもおこなわれています。

最近のベストテンといいますか、この中で一番何がおこなわれているかというと、1,140 の婦人部があるわけですけれども、海浜清掃活動を行っているのは 882 部で 77%です。石鹸使用運動が約 60%、魚食普及が 59%で、同じくらいですね。高齢者福祉活動が 34%、女性の地位向上・共同参画への取り組みはちょっと少なく 25%、植樹活動は 141 部で 12%です。海浜清掃が第 1 位で非常に多いというのは、7 月 20 日が海の日なので 7 月を全国一斉海浜清掃月間とし、全国の婦人部、青年部が協力してこれに取り組もうということになり、ポンと率が上がりました。

○漁協婦人部の植樹活動

第 6 位に位置づけられている植樹活動ですが、なぜ婦人部がやっているのか疑問に思われる方もいられるかと思いますので、少し説明をさせていただきたいと思います。これは北海道で始まっています。先般、北海道の枝幸漁協婦人部の若妻会、婦人部の若い人達の集まりに若妻会というのがありますが、その会長さんが森林組合の大会でスピーチされた内容を紹介させていただきます。よく主旨が分かるのではないかと思い、あえてご紹介いたします。「私達漁業者は豊かな海は森と川からという循環の理念を、99 年第 19 回全国豊かな海づくり大会において、世界にむけ発信いたしました。海から蒸発する水分は雨となり内陸部に降り注ぎ、森を育て、川や湖となり、田畑を潤し、豊かな土壌を作ります。そして森で蓄えたられた豊富な栄養分を含んだ水となって、海に帰ってきます。このため魚介類が育つ豊かな海と漁場を維持することができます。私達漁業者はこの理念を、森と川と海はひとつというスローガンにし、かけがえのない命の海を守り、それを豊かにするために、森に想いを馳せ、山河を慈しみながら、長年にわたりもくもくと苗木を植え続けてまいりました。その結果、現在では全国漁民森のサミットを開催し、約 29 道県において、植樹活動が行われるにいたっております。私どもはこの北海道北端の枝幸で — これはえさし、

オホーツク海に面した所に枝の幸と書く地ありますが、こちらの枝幸でございます。— 川の上流に広がる360ヘクタールの森の伐採計画がもちあがったことを契機として、魚を守るために、漁業者と住民が共に立ち上がり、ついには98年に360ヘクタールの森を町が購入するという大英断をさせることに成功し、現在までに計6,300本の植樹が行われています。しかしながら私達は植樹活動が漁業者だけの運動ではないことも十分知っていました。森のエキスパートである森林組合の皆様、そして河川流域に住む人々と一体になってこそ、この理念が初めて実現されるのです。そのためにはまず海と森が手をつなぐことが何より大切です。そして私達が率先して活動し、多くの人を巻き込んだ運動に展開していかなければいけないと思います。この大会を契機として、私達はより連携を強化し、次代に緑深い豊かな森、清く澄んだ川、青く豊かな海を継承していきたいと思います。最後になりましたが、森と川と海はひとつを、ご唱和していただきたい」ということで、森と川と海をひとつにつなぐ運動の趣旨が大体お分かりになられたかと思います。

○漁協婦人部の女性の地位向上活動

最後になりましたけれども、女性の地位向上・共同参画への取り組み状況は、さっき言ったように288組合の25%ぐらいで、取り組み状況は悪いのです。活動の内容としては、漁協婦人部が婦人部員や漁協に対して、いろいろ啓発する働きかけをやるとか、講習会を開いたり、あとは正組合員化、役員就任の促進などです。例えば、総会とか、男の会議であったところに女性の代表が出るとか、逆に婦人部の会議に組合長に来てもらうとか、この辺からやっているところです。しかし、全国的には、例えば女性が役員に就任している方は、非常に少なく30数人程度しかおりません。1,800の漁協がある中で、女性の理事をもっているのは、30いくつしかないのです。ここの三浦漁協はその30いくつかの中の一つで、女性が漁協の理事になっている先進事例でございます。また、婦人部という名前がおかしいのではないかと、女性部とか、女性連絡協議会とかに変えようとの提案がなされております。農協ではかなりそうなっていますね。これは、一度、数年前出た時に、否決されまして、まだ婦人部でいいということになりました。またもう一度その提案をしてみようという話もでてきております。さっき言った46,000人ぐらい女性の漁業就業者がいる中で、23,000人しか正組合員になってない、なぜなんだという話ですけれど、ひとつの理由が、漁協は昔の漁村の形をそのまま引き継いでいて、一世帯一組合員制度、一戸一

組合員というのですが、この制度を取っているところが全国で 35%、そうでないところが 62%であります。昔から見るとずいぶん改善されていますけれども、まだこういったことが残っております。これはさっき言った前浜の漁業権は、むやみやたらに正組合員を増やすと、一人当たりの取り分が減る。だから好漁場であればあるほど、むしろ正組合員をちょっと抑え気味にしたいというか、そこに沢山の正組合員が入ってくるとみんなが立ち行かないという事情があります。ただし、婦人部の地位は漁協では非常に高うございます。政策の面で各種の委員会にでて、例えば来年作られる水産基本法の検討会にも女性が参加しておりますので、これからも徐々に女性の地位は上がっていくのではないかと、このように考えております。

少し時間をオーバーしましたか。これで終わらせて頂きます。

漁協婦人部読本Ⅲ

もくじ

はじめに　全漁婦連会長理事　山田ヒナ子

設立40周年を祝して　全漁連代表理事会長　植村正治……1

第１章　漁協婦人部の確かな歩み……2

１．魚食普及活動……3

宮城県大島漁業協同組合婦人部　次代を担う子ども達への魚食普及活動
福島県漁協婦人部連絡協議会　漁家婦人の魚料理講習会
茨城県大洗町漁業協同組合婦人部　魚をもっと食卓に
千葉県銚子市漁業協同組合婦人部　地域のための魚食普及を目指して
神奈川県長井町漁業協同組合婦人部　魚食普及を通しての婦人部活動
静岡県焼津漁業協同組合婦人部　私たちの魚食普及活動
～おいしいかつおめしの作り方　出前します！～
富山県漁業協同組合婦人部連合会　富山県のおさかな普及活動の紹介
兵庫県漁協婦人部連合会　魚食普及でがんばる地区漁婦連
島根県恵曇漁協婦人部　魚食普及活動と共に歩んだ２３年
岡山県漁協婦人部連絡協議会　みんなを前進させてくれた魚食普及活動
高知県漁協婦人部連合協議会　漁村女性パワーアップ促進事業
熊本県漁協婦人部連絡協議会　海苔料理教室開催とイベントでの魚食普及

２．貯蓄推進活動……31

青森県階上漁業協同組合女性部　「小さな給与振込」
香川県漁協婦人部連合会　漁協貯蓄運動への取り組み
～漁協・信漁連と一体となって～
福岡県漁協婦人部連合会　21世紀に向けての婦人部貯蓄推進運動
佐賀県漁協婦人部連合会　「1日10円貯金」から始まった婦人部活動
宮崎県漁協婦人部連絡協議会　漁協婦人部と貯蓄運動の歩み
鹿児島県垂水市漁協婦人部　明日の豊かな漁業を目指して

３．環境保全活動……43

北海道漁協婦人部連絡協議会　「お魚殖やす植樹運動」
～百年かけて百年前の自然の浜を～
岩手県赤崎漁協婦人部　漁村地域から広がる環境保全の輪
東京都漁協婦人部連絡協議会　「青い海を守ろう」私たちの石けん普及活動
愛知県漁協婦人部連絡協議会　ひとりひとりが考える環境保全
三重県漁協婦人部連合会　海は生命のふるさと
～すべての水はやがて母なる海へ～
石川県漁業協同組合婦人部連合会　「石川県の海と渚をきれいに」
～わかしおと海浜清掃～
京都府漁業協同組合婦人部連合協議会　海を守る運動に取り組んで
徳島県漁協婦人部連合会　徳島県漁協婦人部の活動について
大分県漁協婦人部連絡協議会　海を守るために
秋田県漁協婦人部連絡協議会　きれいな海を守り続けるために

４．提携・交流活動……66

山形県漁協婦人部　里と海との交流活動
福井県漁協婦人部連合協議会　婦人部活動は地域の方達とともに

５．漁船海難遺児を励ます活動……69

宮城県唐桑町漁業協同組合婦人部　漁船海難遺児を励ます募金運動へ参加して
和歌山県勝浦漁協婦人部　私達の漁船海難遺児を励ます運動

６．その他の活動（地域活性化・漁村文化・女性の起業・生活改善）……73

新潟県村上市岩船港漁協婦人部　鮭増殖の発祥地でガンバル村上のかあちゃん達
鳥取県田後漁協婦人部　活力ある漁村づくり
広島県阿多田島漁業協同組合婦人部　瀬戸内海に浮かぶ阿多田島の文化活動
愛媛県弓削町漁協婦人部　漁村文化“復活”
山口県漁協婦人部連合会　女性起業によって実現したい夢
長崎県漁協婦人部連合会　「のびのび海の子倶会」活動への取り組みについて
～漁村(ハマ)の子供達に夢を託して～
沖縄県漁協婦人部連合会　より豊かな生活を目指して
～生活改善運動への取り組み～

発刊を祝して　ＪＡ全国女性協会長　田守栄子……89

第２章　40周年記念座談会「これからの漁協婦人部像」……91

海の女性たちの新しい風を！　日本生協連理事　大森はつ子……111

第３章　漁協婦人部Ｑ＆Ａ……112

水産経営技術研究所・特別研究員　村上隆久

１．漁協婦人部の歩みと活動の成果（Ｑ１～10）
２．漁協婦人部の組織と運営　（Ｑ11～16）
３．漁業協同組合と漁協婦人部　（Ｑ17～22）
４．地域の活性化に果たす漁協婦人部の役割（Ｑ23～29）
５．漁協婦人部をめぐる情勢と課題（Ｑ30～34）

付属資料……172

■全漁婦連40年のあゆみ
■全国漁協婦人部組織と部員数の推移
■全漁婦連歴代会長（就任期間）
■99～01年度漁協の運動方針（概要）

１．漁協婦人部の歩みと活動の成果

Q1．漁協婦人部はどのような特徴がありますか

A．浜の女性のパワーと団結の力で、社会的経済的地位の向上を図り、健全な漁協の発展と住み良く豊かな漁村を作るために、ねばり強く活動を続けてきたユニークな組織です。昭和、平成と40年の歴史を刻みながら発展し、女性ならではの豊かな発想にもとづく企画や活動に取り組み、広く他団体との交流を持つとともに、浜の声、生活者の意見を漁業、漁村の中に生かすために積極的な活動を続けてきています。

(1) 漁協婦人部は漁協組合員とその家族である女性を中心に構成している組織

漁協婦人部の特徴は、構成する部員がそれぞれ漁協の組合員、又は組合員の家族である女性が中心となっている組織だという点です。そのほかにも同じ漁村に住む地域の女性で、漁協婦人部の目的や活動に賛同する女性には積極的に加入してもらっています。

多くの漁協婦人部では、その名称に地域の漁協名を冠していますが、漁協婦人部は基本的には、漁協とは独立した組織です。漁協婦人部組織は、自ら自主的、民主的な運営をめざして活動する組織です。

(2) 漁協婦人部の現状は

漁協婦人部は、北海道から沖縄まで全国1,211の組織があり、部員数は117,919名（98年4月現在：全漁婦連調べ）を擁する漁村社会における一大組織です。

これら漁協婦人部組織は、都道府県ごとに漁協婦人部連絡協議会、あるいは

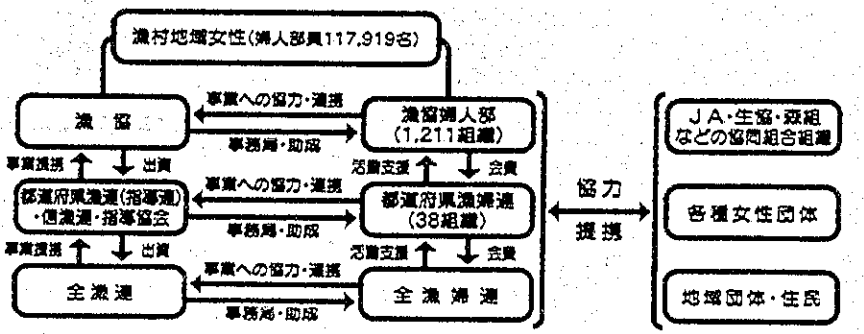

漁協婦人部連合会などの漁婦連組織を構成し、さらに都道府県38組織によって全国漁協婦人部連絡協議会を結成しています。

(3) 漁協婦人部は「規約」を定めて活動を展開

漁協婦人部は、すでに40年の活動を積み重ねており、この間、さまざまな運動の成果を実現しています。

それぞれの漁協婦人部組織は、お互い部員間の申し合わせ事項を漁協婦人部の「規約」として定めており、その規約にもとづいて組織の運営をしてきました。

「規約」には、その漁協婦人部組織の運営の基本となる事項や組織の目的を達成するための事業や活動に関する具体的な事項を掲げています。それぞれの団体の規約を見ればその組織がどのような性格の組織なのか、どのような活動をする組織なのか一見してわかるようになっています。そうした意味でも「規約」はきわめて重要な意味をなすものです。

規約には、そのほか組織を運営していくための重要事項である会費や役員、あるいは総会などに関する事項が定められています。

(4) 漁協婦人部は自主、独立の組織

漁協婦人部は漁協とは、あくまでも対等、独立の立場に立った組織です。自主的・具体的な日常活動を通じて、地域や漁業との関わりを深め、よりよい漁協事業の発展を実現するため、漁協婦人部は自らの意志によって漁協運動をさらに発展させていこうとする活動をすすめている組織です。

(5) 漁協婦人部の５原則の実現を

協同組合運動では世界の協同組合原則（Q18参照）が示されています。各協同組合はそれぞれの目的を実現するために、組織運営に当たってこのような原則を生かしながらたゆまぬ努力を続けているのです。

わが国の漁協婦人部はすでに、1986年7月に「漁協婦人部の5原則」を総会決議し、現在もその原則が示す方向をめざしており、その実現のために活発な運動を展開しています。この原則は漁協婦人部の組織や活動を理解する上でもきわめて分かりやすく、重要かつ適切な内容となっています。

「漁協婦人部の5原則」

漁協婦人部は、漁村婦人の地位の向上と明るく住みよい、豊かな漁村を建設することを目的とし、漁協をよりどころとして自ら活動する、次の性格を備えた組織です。

1．漁村婦人の組織です。

漁協婦人部は、漁協の組合員又はその家族である婦人を中心に構成する組織です。

この場合、地域の実情を十分配慮し、漁協区域内に居住する婦人で、漁協婦人部の目的と性格を支持する者の加入も積極的に認めます。ただし、漁協婦人部の役員は、基本的には漁協の組合員又はその家族である婦人によるものとします。

2．同士的な組織です。

漁協婦人部は、その目的を十分理解し、その実現に向かって努力する同じ願いを持つ人々の集まりです。

3．漁協運動を推進する組織です。

漁協婦人部は、より良い漁協の発展を図るため、自らの意志によって漁協運動を進める組織です。

4．自主的な組織です。

漁協婦人部は、部員の総意に基づいて自主的に民主的に運営されるものです。そのためには、会費によることを基本とすることが大切です。

5．政治的には、中立の組織です。

漁協婦人部は、組織としては政治には無関心ではなく、漁協婦人部の目的を達成するため必要な活動は積極的に行ないます。

1986年7月8日
全漁婦連通常総会決定

Q2. 漁協婦人部はどのような役割を果たしてきたのでしょうか

A.（1）漁協婦人部の主な活動は

漁協婦人部が取り組んできた活動の主な内容は、まず第1に、生活改善運動の取り組みです。生活設計や家計簿記帳運動に代表されるような学習と実践が全国的に展開され、漁家生活の改善の分野においてさまざまな成果をあげました。

第2は、貯蓄推進運動です。漁協婦人部の発足当初から、生活の合理化や計画化をすすめるための基本的な活動として貯蓄の推進運動を展開してきました。

漁業生産は漁獲高の変動が大きい上に、台風や低気圧、赤潮による被害等、予期しない災害が発生することから、漁家経営の立場と家計を預かる主婦の立場の両面から、貯蓄推進や漁業共済加入推進の活動として重要な役割を果たしてきました。

第3は、全国的に活発に取り組まれてきた魚食普及運動です。国民の食生活が多様化し、高度経済成長以降、輸入食料の増大等も手伝って日本では食の欧米化が進みました。一方、成人病の増大などから、日本型食生活が見直され、水産物の栄養特性が高く評価されるようになりました。さらには伝統的な食文化、あるいは好ましい食生活として、安全な水産食料は、健康を求める国民的ニーズになりつつあります。こういった状況の中で、地道な魚食普及の運動が果たしてきた役割は大きく、「魚をおいしく食べてもらおう」という熱意あふれる活動に各地にファンも増えました。魚食普及活動は、これからの漁協婦人部にとっても活動の中心的な課題となっていくでしょう。

第4は海浜清掃や合成洗剤追放運動、さらには植樹運動などの環境保全の活動です。これらの活動は「森と川と海をつなぐ環境保全運動」としてさらに大きく発展し、運動展開がなされてきております。

この他にも全国的に取り組まれている主な活動についてみると、会員拡大の運動、漁協合併等に対応する組織問題、活動基盤を強化する組織強化活動や広

報活動、あるいは婦人部員の漁協正組合員化促進等の取り組みがなされています。漁協組織と共に取り組んできた漁船海難遺児に対する募金活動をはじめ、最近ではロシアタンカー、ナホトカ号による重油流出事故義捐募金等さまざまな助け合い活動、各種共済や保険、年金等の普及、漁協婦人部員のための教育研修活動や健康管理活動、家計簿や漁協婦人部手帳の普及、漁村社会が当面している高齢者福祉活動等、幅広い分野の活動が地域の実態に合わせて取り組まれております。

(2) 漁協婦人部の活動が果たしてきた役割

漁協婦人部の活動は、地域社会においてさまざまな影響や波及効果を及ぼしてきています。

例えば、環境美化への取り組みでは、漁協婦人部による海浜清掃など地道ながら長期間にわたり続けられており、多くの地域において高く評価され、行政や地域住民の参加・協力を得るなど地域に定着した活動となっています。また、生活排水や水系環境への問題提起などから、環境問題に対しても各地において住民意識の啓発に一役買っています。

魚食普及運動は、輸入水産物が急増している現在、新鮮な地元の水産物を旬の季節に応じて食べる都市住民等に対する普及・宣伝活動として、まさに漁協婦人部らしい課題であるとともに、生産者である漁業者や漁協にとっても、消費者サイドへ直接のPRや付加価値を向上させる加工品の開発、普及など、水揚された魚の価値を高める重要な役割を果たしています。

とくに学校給食など、子供達にお魚を喜んで食べてもらう魚食普及運動は今後の大きな課題といえます。さらに貯蓄推進運動は、一人一人の部員にとっては各自の生活基盤を充実させていくための取り組みですが、結果として漁業や養殖業経営の基盤をより強化し、漁協にとっては信用事業の拡充・強化のために重要な役割を担っていることになります。漁協婦人部としてもひき続き取り組むべき重要な活動となるでしょう。漁船を建造したり、漁具を購入、あるいは養殖業の資材を購入する等、漁業や養殖業経営には多額の資金を必要とします。一人一人の貯蓄は、一方ではその地域の漁業や養殖業を振興していくための資金供給の大きな役割を果たしているのです。

漁協婦人部の活動は、部員による主体的な活動として地道に続けられてきましたがこれらの活動は地域社会にとっても、また漁協事業にとっても重要な役割を果たしているのです。

Q3. 漁協は漁協婦人部をどのように評価し、これからの活動に期待しているのでしょうか

A.

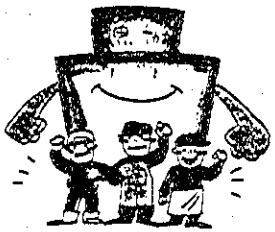

(1) 漁協婦人部の漁協に対する貢献は

長年にわたり漁協婦人部が中心的な活動として取り組んできた貯蓄推進運動は、漁協にとっては信用事業の目標を達成するための推進活動を大いに支援してきたことになります。

合成洗剤追放運動をはじめとする環境美化、環境保全等の活動は、豊かで、安全、安心な沿岸漁業の生産を確保していく上で重要な役割を果たしてきています。

さらに、魚食普及運動は、「消費者に喜ばれる水産物」を追求し、地元で獲れた新鮮な水産物のよさを消費者段階まで普及し、消費の拡大を図るために大いに貢献しているといえます。

(2) 漁協の運動方針として「海の自然環境と漁場を守る」運動を展開

わが国経済の高度成長に伴う公害問題の激化、急速な漁場環境の悪化等に対して、漁協婦人部が取り組んできた合成洗剤追放の運動は、地域の人々の環境問題に対する意識改革をすすめ、大きな成果を収めてきました。

1998年11月開催の第6回全国漁業協同組合大会で向こう3か年間の漁協の運動方針が決定されましたが、これからの漁協系統にとって、海の環境保全は基本的な課題となっています。

油濁事故対策、藻場・干潟の保全、開発行為のチェック、埋立規制等の「海の自然環境を守る」運動を展開するなど、漁協婦人部の協力のもとこれらの活動を進めていくことを意識しています。

漁協婦人部としても、漁協系統と連携しこうした運動に積極的に取り組んでいく必要があります。

(3) 漁協系統の運動方針の位置付けは

第6回全国漁協大会の運動方針のなかで「開かれた活力ある地域づくり」の

課題として漁協系統の地域づくりの取り組みが示されています。漁協婦人部に対しては、①地域特産水産物加工をはじめ朝市、直販店の開設など、②漁業、漁村の自然・文化等の体験・交流機会の提供、③福祉、ボランティア活動の支援、介護サービス事業の検討、④漁協系統3兆円貯金（フレッシュアップアクション）の推進、⑤暮らしの補償充実のために漁協共済の普及拡大等々の面において、漁協サイドからは漁協婦人部の運動が期待されており、共に取り組む課題として掲げられています。

この漁協大会のスローガンは「食料、環境、日本の漁業を次代へ」となっています。

決定された運動方針のうち「漁業・漁村の国民生活等への多面的な貢献」の課題には、「希望に満ちた漁業といきいきした地域づくり」、「地球環境（海）を守る」として、「漁業者自身が海を汚さないことはもとより、農山村・地域住民と連携し、植樹・石けん使用・海浜清掃等『森と川と海をつなぐ環境保全運動』の輪を広げる」こととしています。

ここには漁協系統として、漁協婦人部活動に対する大きな期待が込められています。

希望に満ちた漁業と生き生きとした地域づくりを推進するために

1. 地域・系統の魚価・流通対策を推進する
漁協と連合会が中心となって協議の場を設け「産地市場統合」をはじめ地域及び広域の「魚価・流通戦略」を組織的に検討し、実践に取り組みます。

2. 資源の次代への継承と経営の安定をめざす
「資源管理型漁業・つくり育てる漁業」、「環境に優しい漁業・養殖業づくり」、「密漁防止」を推進します。また、「ぎょさい制度」、「生産構造再編」、「金融制度」等漁業経営安定制度の拡充を求めます。

3. 地球環境（海）をまもる
農山村・地域住民と連携し、植樹・石けん使用・海浜清掃等「森と川と海をつなぐ環境保全運動」の輪を広げます。また、油事故対策、藻場・干潟の保全、開発行為のチェックなど「海の自然環境と漁場を守る運動」を展開します。

4. 開かれた活力ある地域づくり
農協、生協、森林組合その他の地域団体や地方自治体と連携し、海と漁業を核とする地域おこしに取り組みます。また、地域文化づくり、高齢化に対応した地域福祉、生活相談等の活動も展開します。

Q4. 漁協婦人部は国の行政とどのような関りを持っているのでしょうか

A. 全漁婦連は、全国の漁協婦人部を代表し、漁村の女性の声を国の水産政策に生かそうという趣旨で、水産庁長官をはじめ関係幹部や全漁連の役員との懇談会を開いています。

懇談会では、その時々の漁業や漁村をめぐる問題、漁業後継者問題など水産政策や漁協婦人部が当面している諸問題に対して、意見交換を行ないます。水産行政や国の施策に対する諸要望などを中心とした水産庁長官懇談会と漁協系統のまとめ役である全漁連役員との懇談会は「浜の女性の声反映運動」として1989年以降毎年開催され、回を重ねるにしたがって協議内容も充実してきています。

第10回　水産庁長官懇談会（1998年1月）の協議内容

- 平成9年1月のナホトカ号重油流出事故に関連して、今後の油流出事故等への対応について、防災対策の拡充・強化を要望。
- 長期間にわたる産地魚価の低迷について効果的な魚価対策の実施を要望、大量の輸入水産物に対抗していくためにも、小売り段階における産地表示の徹底や魚食普及・啓発のための予算措置を要望。
- 漁業後継者の確保及び育成対策については長期的な視点に立って漁業が魅力ある産業となるよう水産政策をすすめてもらいたい。

機会を設けて浜の声を水産行政に直接反映していくことは今後とも必要なことと考えています。直接要望に対応がなされることもあり、1993年11月19日の水産庁長官通達には、漁協の指導方針に、漁協婦人部に関する内容が盛り込まれるという成果を得ました。

漁協婦人部として、各都道府県段階はもちろん、地元関係市町村等との意見交換の場を積極的に設けるのは有意義なことです。例えば、漁協婦人部の立場から「森と川と海をつなぐ環境保全運動」や海浜等の一斉清掃の取り組みについて、さらには水の汚染、ごみ処理問題等は地域の行政と深い関わりのある課題であります。これからは行政と話し合いの場を設け、具体的な問題解決につ

いて意見を述べたり、提案をしていくことが必要となります。

地域の行政サイドにおいて、環境保全、高齢者への支援、住みよいまちづくり等、時代の要請に応える社会的な課題に、民間レベルの活動が活発化していることから、その活動の目的や内容によっては財政的な助成・援助の制度を設けて、市民活動補助金等が支給されるところがあります。こういった点からも、運動をすすめるにあたっては関係県や市町村とも良く話し合ってみることが大切です。

Q6. 生活改善運動とは、どのような運動ですか

A. 漁協婦人部の活動はもともと生活改善運動を基本に取り組まれてきました。漁村では、お互いに仕事や生活を共にする仲間同士、古くから人と人とのつきあいを大切にする風習があり、とかく新船建造の祝いや冠婚葬祭などが派手に行なわれてきました。そのため祝い事などに多額の費用がかさむといった慣習が根強く残っていたのです。

漁協婦人部がこうした慣習を簡素化するなど、生活の計画化、合理化を促進する生活改善を呼びかけ、仲間でルールを作り、具体的な運動として発展、継続してきました。漁協婦人部が生活改善運動として実践してきた課題は、貯蓄推進運動、住宅環境の改善、健康管理、衛生面の取り組み等、日常生活に直結した活動が中心でした。

しかし、漁村の生産基盤である漁業や養殖業の実態はどうでしょうか。水揚高が停滞又は減少しているところが多く、産地魚価は長期にわたり低迷を続けています。養殖業においても、台風に見舞われたり、魚病や赤潮の発生のために、多大の被害を受けるなど、漁業や養殖業の経営基盤は依然として不安定な状況におかれています。漁家所得は、豊漁や不漁、さらには自然要因の影響により良いとき、悪いときの格差が大きいのです。そのため漁業経営はもとより漁家生活においてもこうした変動を想定した対応が必要です。また、冠婚葬祭なども一度派手になってしまうとなかなかもとに戻すことは困難なことです。時代は変わり、暮らしは便利で豊かになりましたが、生活改善運動は、今後とも続けていかなければならない生活の基本にかかる課題であり運動であると考えています。

生活改善運動の裏付けとなってきた家計簿記帳においても、単に記帳を続けるのではなく、内容を分析、検討し、長期生活設計を立て、さらに毎年度の予算を立て、管理していくことが肝要です。

とりわけ、これから先老後を安心して生活していくためには、各家庭ごとの将来的な生活設計が必要です。漁協婦人部の生活改善の運動は今後とも私たちの活動の原点として展開していく必要があります。

Q7. 漁船海難遺児を励ます運動と漁協婦人部の支援体制について

A.

(1) 漁船の海難事故の発生状況は

海上保安庁発表による平成10年の要救助船舶及び人身事故は、プレジャーボートの海難件数が増加し、このところ減少傾向にあった船の海難が前年に比べ増加したということです。そのうち、漁船の要救助船舶の発生は、618隻（前年596隻）、死亡、行方不明が93人（前年111人）となっています。気象や海況予報の情報が迅速に伝達されるようになったとはいえ、漁業における海難事故は依然として多発しているのです。

(2) 漁船海難遺児育英会の経緯は

1965年（昭和40年）10月、マリアナ諸島でカツオ釣り漁船の集団遭難事故が発生、漁船7隻が事故に遭い、209人の働き盛りの漁船員がいっぺんに亡くなりました。そのために大勢の子供たちが海難遺児としてとり残されたのです。

漁業者の間にこの遺児たちを励ましそうという全国運動がおこり、1969年（昭和44年）に「漁船海難遺児を励ます全国協議会」が設置され、本格的な運動が展開されました。

この運動は当時としては画期的なものであり、海難によりかけがえのない父親を亡くした子供たちを精神的、経済的に励ます手づくりの活動として社会的にも注目を集めました。

運動は継続して取り組まれ、1970年（昭和45年）10月に現在の「(社) 漁船海難遺児育英会」が設立されました。

(3) 育英会の学資給与及び奨学金貸与の事業は

現在漁船海難遺児育英会は海難により親が死亡したり、行方不明になった子弟に対し、学資の給与、奨学金の貸与、入学・卒業の際の記念品贈呈等の事業を行なっています。

現在の給与額は、幼稚園、保育園の園児及び小学生は月額1万円、中学生、高校生の給与額は1万2千円となっています。さらに、奨学金の貸与額は、高校生が月額1万5千円、大学生が5万円となっています。

ちなみに育英事業の対象となっている遺児数は756人（平成9年度）となっており、これまでの奨学生の延べ人数は5万5千人を超えました。

(4) 育英会運営上の課題等

育英会の基本財産は目標を50億円において募金運動を展開していますが、平成9年度末で43億9千万円となっています。育英事業は、漁協婦人部はもちろんのこと、全国の漁協系統をはじめ漁業関係者の募金、および国からの補助金や日本財団からの事業費の一部助成等により運営されています。

ここ数年、金融業界の超低金利により基金からの利子収入が大幅に減少し、育英会事業の運営に大きく影響してきています。

これまで漁協婦人部の果たしてきた役割は大きいだけに、今後の事業を円滑に運営していくためにも、漁協婦人部をはじめ漁協系統の一層の支援・協力が必要とされております。

(5) 漁協婦人部の海難遺児を励ます運動の取り組み

漁協婦人部自らの運動の取り組みのなかで、1986年（昭和61年）度から「漁船海難遺児を励ます運動」として、全漁婦連が中心となり「漁村婦人一人一月一円募金運動」を展開してきました。

現在では、「海難遺児を励ます漁村女性1人1月10円募金運動」として取り組んできており、1998年度に776万円の募金を達成しています。

また、一方では漁業操業の基本的な課題である漁船の海難事故を発生させないための対策や、安全操業、事故防止のための施設・設備の改善・改良等の取り組みも重要であり、そのような課題に関して漁協婦人部は今後とも十分関心をもっていかなければなりません。

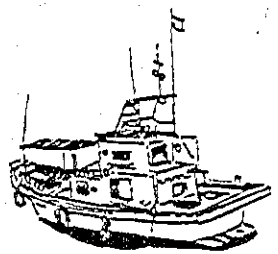

Q8. 石けん使用推進運動の経過と環境問題等の運動課題

A.

(1) 合成洗剤追放運動の経緯は

1970年代のわが国経済の高度成長に伴い、全国各地に公害が激増、河川や海が汚染され、各地で漁業被害が発生するようになりました。こうした公害を根絶させるために、全漁連は1970年（昭和45年）10月に「公害絶滅全国漁民総決起大会」を開催、全国的な反公害運動を強力に展開することになりました。

このような時代背景の中で、1975年（昭和50年）度の全漁婦連の総会において、生活者の立場から取り組むべき具体的な課題として「有害合成洗剤追放運動」を展開することの決議がなされたのです。

その後、現在まで24年間にわたり漁協婦人部の基本的な運動課題として、合成洗剤追放、石けん使用運動が活発に展開されてきました。7次にわたり展開されてきた合成洗剤追放運動は、現在全漁婦連の基本方針のなかで“森と川と海をつなぐ環境保全運動”―第8次合成洗剤追放運動―（96～98年度）として展開されるに至りました。

「森と川と海をつなぐ環境保全運動」は漁協系統組織をはじめ漁協婦人部、地域住民等の運動として、今や新しい時代の住民運動としても注目されるようになっています。

また、全漁婦連は全国漁青連とも提携して「海の日を記念する海浜清掃月間」の運動を展開するなど、環境保全運動の場をさらに広げてきています。

(2) 川、海の水質汚染の現状は

漁村に住む人々は海の水質汚染をどのように感じながら生活をしているのでしょうか。

環境意識調査等をみると、ダイオキシン問題に関する危惧をはじめ海の水質汚染は依然として続いているとの受けとめ方がされているようです。

河川には大量の生活排水や産業排水が流れ込んでいます。近年、企業等は排水処理が進められており、むしろ、生活排水の方が問題だといった地域が多くなっています。

自然には、河川、湖沼、海に流入してきた汚水を自然に浄化する大きな浄化作用があります。しかし、自然の浄化作用にも自ずと限度があり、それを超えて汚水が流入してくると、汚れはどんどん蓄積されてしまうのです。

台所、風呂、トイレ等、生活排水には大量の有機物が含まれています。有機物は多くの微生物によって消費されますが、あまりに汚染されてくると、水温の上昇などのため、海水が酸素不足になったり、メタンガスや硫化水素が発生します。海水の色が変わったり、人々が異臭を感じる、あるいは赤潮や青潮の発生により貝類や魚類が死んでしまうこともあります。

国内の漁場環境に目を向けると、合成洗剤を含む生活排水、農地やゴルフ場からの農薬や工場からの産業排水の流入などにより、内湾漁場の悪化が続いています。水域環境の富栄養化により有害生物、赤潮の異常発生等が現在でも各地で問題になっています。

最近の環境破壊は、森林伐採や宅地開発、河口堰や上流のダム建設等の影響で磯焼けがおきたり、沿岸漁場の生産性が低下するなど、さまざまな要因が関連し合い複雑化してきています。

海はもちろん河川や森林など、環境問題はさらに大気にまで及んでおり、温暖化の問題は二酸化炭素（CO2）の規制を国連環境会議で決議するなど地球規模の課題になってきています。

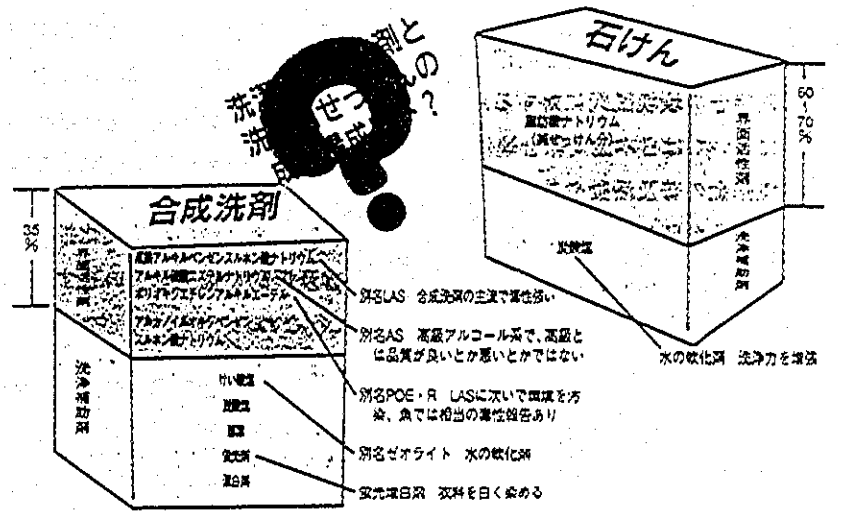

Q9. 森と川と海をつなぐ環境保全運動とはどのような運動なのですか

A. 森と川と海をつなぐ環境保全運動は、水環境への負荷の少ない天然石けんを使う運動や、木を植えて魚をふやす運動などから発展して、漁協婦人部がはじめた具体的な環境保全への取り組みです。

海の汚染は海だけの問題ではなく、川の水や広く水系環境全体の問題として考えなくてはなりません。魚が少なくなったのは、陸に森がなくなり、地面の保水力や浄化能力、養分の補給やさまざまな生物の食物連鎖の変化が互いに影響しあっているのだということを学び、漁村内外の多くの人々に理解と協力を求める運動へと発展してきたのです。

(1) 環境保全にとりくむ漁協系統の基本方針は

漁協系統は、第6回全国漁協大会（平成10年11月開催）において、環境保全の課題に関して「地球環境（海）を守る」という項目のなかで、「漁業者自身が海を汚さないことはもとより、農山村・地域住民と連携し、植樹・石けん使用・海浜清掃等「森と川と海をつなぐ環境保全運動」の輪を広げる。」ことを基本方針に採択しています。

また、「油濁事故対策、藻場・干潟の保全、開発行為のチェック、埋立規制等「海の自然環境と漁場を守る運動」を展開する。」として漁協系統における環境保全運動の取り組みの方向を明確に示しています。

(2) 協同組合の環境問題に対する取り組みは

国内においては日本協同組合連絡協議会（JJC）が環境対策室を設置、レインボー環境基金の普及活動や基金に対する募金運動を展開しています。

また、漁業各団体が参加しているマリンブルー21（海と渚の環境美化推進機構）においても環境問題に対する各種の啓発、普及運動を推進しています。海浜清掃活動や海洋環境保全の取り組みも全国的に行なわれています。ちなみに、マリンブルー21の設立に際しては、漁協婦人部は基金創設に対して募金総額3千万円の協力をしてきました。

国連環境開発会議（1992年に開催）では「環境と開発に関するリオ宣言」が出され、全世界の人々が環境問題を認識する時代がやってきました。1992年東京で開催された国際協同組合同盟（ICA）大会においても「環境保全と持続的な開発」というテーマで大会宣言が採択されています。

わが国は1996年（平成8年）に国連海洋法条約を批准したことに伴い、200海里内の漁業資源の管理をはじめ海洋環境保全が義務付けられており、今後、海洋環境保全運動の重要性はますます高まってくるでしょう。

(3) 運動の具体的な取り組み

「森と川と海をつなぐ環境保全運動」は、水系環境全体の保全として各地でユニークな運動が展開されており、漁協系統はもちろん、漁協婦人部は全国漁青連等とも連携し、新たな運動体制を構築していく必要があります。今までの活動範囲や行政区域といった枠組みを超えて、解決を図らなくてはならない課題もあり、今まで以上の連携や組織的な情報交換を活用したいものです。今後は、さらに広範囲の地域住民の参加を得て運動を展開していく必要があります。

(4) ダイオキシン汚染は

このところ大きな社会問題になっているダイオキシン汚染の問題は、さらに関心を深めていく必要がありますし、これからのゴミ処理方法に関しても、一人一人が日常生活のなかで十分配慮していく必要があります。

ダイオキシンは、有機塩素系の化学物質であり、正式名称はポリ塩化ダイベンゾダイオキシン（またはポリ塩化ジベンゾオキシン）と呼ばれています。かって問題になったPCB（ポリ塩化ビフェニール）などと同じ有機塩素系の化学物質物です。

ダイオキシンが問題なのは、ほとんどがゴミを燃やすことで発生することです。わが国で発生しているダイオキシン類の8割以上はゴミ焼却施設において、ゴミを焼却する過程で生成されているのだということです。

一般には、塩素系化合物を含んだものを不完全燃焼させるとダイオキシン類が生成されます。塩素系化合物には、プラスチック類、ビニール類、食用品のラップやトレーなど日常の身の回りの物品が多いのです。

ダイオキシンの毒性は、かって問題を起こしたサリンの2倍、青酸カリの1,000倍もあるといわれ、わずか1グラムで1万人を殺す毒性に相当するまさに史上最強の猛毒物質だということです。

こうしたダイオキシンを人が摂取するのは、食物として口へ入ってくるケー

スが一番多いと考えられています。ダイオキシン類は土壌から、植物の生体内に吸収されたり、河川、湖沼へ、そして海へ流入してきます。海ではプランクトンから魚類へ、そして人々の口にといった循環をすることになります。このような悪い循環をすることのないように、漁協婦人部は漁協系統とともに環境問題に取り組んでいく必要があります。

(5) 環境ホルモンは

環境ホルモンは、正式な名称は「外因性内分泌かく乱物質」といい、その名のとおり、人間や動物の体内に入り込んでホルモンの分泌異常を起こし、正常な代謝機能をかく乱する物質のことです。

人や野生動物に関する生殖器障害、異常行動、生殖能力の減退、形態異常などの原因が人工的につくられた合成化学物質にあるのではないのかと云われています。しかも、それらの物質は、これまで問題にされてきたDDTやPCBなどのように、生物に対する直接的な毒性や発ガン性が問題にされたのと違って、今まで想像もしていなかった程度のごく微量の化学物質が人などのホルモンの働きを乱し、生殖障害や異常行動などを引き起こしているのではないかと云われているのです。

たしかにプラスチックや新資材等で環境ホルモンの危険性は助長されてきております。しかし、こうした問題に対して、過剰に反応することにはお互いに気をつけましょう。

いたずらに怖がりすぎたりしないで、原因が明らかになってくれば、環境ホルモンやダイオキシンが発生しないような生活スタイルを確立していくことです。こういった問題に対しては一人一人が冷静な対応策をとっていく必要があります。

(6) 一人一人が取り組める生活排水対策を

各地の漁協婦人部組織などでは、それぞれの地域で廃油を回収したり、河川や浜の一斉清掃を行ったり、水をきれいのするためのさまざまな市民レベルの活動が展開されています。

牛乳パック半分（500ml）の使用済みのてんぷら油を台所に流したとすると、これを魚が棲める程度の水質に戻すためには10万リットルの水が必要になるといわれています。風呂桶330杯分の水、家庭における1年分の風呂の水が必要になるのだということです。

台所に三角コーナーを設けて調理くずを流さないようにしたり、皿についた油を紙などで拭き取ってから洗うようにするほか、米のとぎ汁を植木の肥料にするなど、各家庭で一人一人のちょっとした心づかいで生活排水をきれいにしていくことができるのです。

EM菌を使った
生ゴミリサイクル
岡山県小串漁協婦人部

買物かご持参運動
三重県神島漁協婦人部

Q10.魚食普及活動はどのような活動ですか

A.

(1) 魚食普及普及活動に対する消費者の関心

高齢化社会を迎え、国民の健康に対する関心はますます高まっています。成長していく子供たちに対する望ましい食生活として、また、長寿社会における健康的な食生活として、米と魚などの水産物を多くとり入れた日本型食生活の価値が見直されていることは、漁業生産者の立場からも大いに歓迎すべきことです。

漁協婦人部としても水産食品の優位性に関して、もっと積極的にアピールしていく必要があるでしょう。

輸入水産物の占める割合が大きくなり、国内魚価の低迷が続いていますが、消費者の側からも、生産者の顔が見える水産物を食べたい、食品として安心、安全な水産物を供給して欲しいといった期待が高まってきています。

こうした時代の要請に応えていくためにも、消費者、一般市民が参加する魚食普及の運動を積極的に展開していく必要があるのです。

(2) 魚食普及運動の経過

一般の消費者が歓迎している魚食普及活動が、漁協婦人部の運動として組織的に取り上げられるようになったのは1985年（昭60年）からです。

具体的な運動の取り組みは、各都道府県の漁連に設置された「魚食普及ステーション」などが呼びかけて、料理教室の開催、料理リーダーの養成、魚食普及をすすめるための消費者との交流、学校関係との提携による魚食普及活動、学校給食の食材の供給、その他各種イベントへの参加、地域特産品開発等水産物加工、アンテナショップ・直売店、朝市などにおける販売活動の展開等、各地の実情に合わせた、さまざまな活動の取り組みがなされてきています。

近年、活動は全国的に活発化してきており、関係漁協や漁業者の協力を得ながら地域に定着をみてきています。漁協婦人部としてもさらにこれからの活動が期待されている分野だといえましょう。

(3) 魚食普及活動に魚食普及ステーションを活用しよう

これまでの運動は、初期段階の全国ネットワークづくりとその後の実質的な活動取り組み、情報収集、情報提供等の実践的な運動を展開してきた時期になっています。

全漁連では中央シーフード・センターを設置し、各地の魚食普及ステーションに、魚食普及に関するビデオ、ポスター、魚食普及活動のためのマニュアル等を提供するなどして、情報交換の全国的な場を設けるなど、各地の運動支援の活動を展開しています。

中央シーフード・センターの活動は、魚食普及担当者の研修、あるいは各地で取り組まれている活動状況等の情報提供等がありますが、こうした活動には国からの助成が役立っています。

さらに、国の補助事業として推進されている「地域水産物有効利用促進事業」等を活用して、学校給食に地元の水産物を提供したり、漁業の現場を体験してもらう、特産品としての水産物加工、販売ルートの開拓に取り組む等の活動も行われています。

こうした各都道府県の魚食普及センターを中心とする運動を支え、発展させていくためには、漁業生産者であり、消費者でもある漁協婦人部が中心となって、生活者の立場から活発に運動を展開していく必要があります。

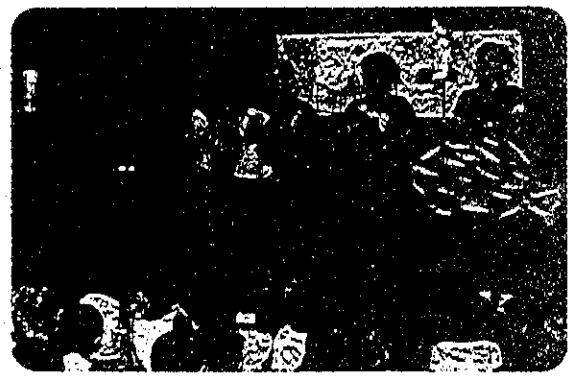

人形劇で魚食のすすめを説く愛媛県おさかなママさんキャラバン隊

Q16. 漁協婦人部の活動財源はどうやって生み出せばよいのでしょうか

A. 漁協婦人部の運営費は、基本的には部員自らの会費収入によって運営していかなければなりません。各漁協婦人部の部員数や活動内容によりますが、現状の会費収入だけではその運営は大変だと思います。

漁協婦人部の会費は、アンケート調査などでも大きくばらついており、年間で一人当たり200～3,000円程度となっています。会費を徴収していないところもあるようです。

地元の漁協から助成を受けているところもあります。

一方、漁協婦人部活動の支出についてみますと、研修会費、情報活動費、生活改善費、環境改善費、通信費や会議費、事務局費などが主な内容となっています。

活発に活動しようとすれば、それだけ費用も多くかかってきます。まずは年間を通じた行事や活動をどのように展開していくのか、それに伴う具体的な予算を立てていくことです。年間の活動計画に基づくしっかりとした見通しを立てた上で、財源計画に関しても、十分組織討議を重ね、財源基盤をどのように強化していくのか、たえず検討していく必要があります。

積極的な漁協婦人部活動を展開していくためには、現在の財源規模では足りないことが多いでしょう。関係方面の助成金の増額をはかる努力も必要です。

しかし漁協運営等もきびしい現在、漁協婦人部の事業や活動を通じて独自に財源を求めていく努力も必要です。不要品交換バザーや、未利用水産物の加工・販売、朝市、直販事業、共済事業の手数料収入など、実際にいくつもの漁協婦人部が独自財源を確保し、活動に役立てています。

山口県萩越ヶ浜漁協婦人部の店「つばきの館」
収益を婦人部の活動費に充てている

基本的には自主的に目的を同じくする者の集まりとして、女性の地位の向上や漁村・漁業の改善を求めている組織ですから、漁協婦人部、県漁婦連、全漁婦連においても各段階の組織は、それぞれ必要な活動費は自らの会費で賄っていくことが原則なのです。

さらに財源を必要とする場合は会費負担の増額を要請していく必要があります。そのような場合にも引き上げの必要性や金額を明らかにし、広く部員の理解を得るとともに、総会の決議を得るなどの手続きが必要となります。

とりわけ会費の引き上げは組織にとって重要な課題であり、部員にその必要性なり引き上げの内容や趣旨を事前に十分徹底をはかった上で、慎重に財政基盤の強化を図っていかなければなりません。

漁協婦人部組織の運動を将来にわたり活発に展開していくためには、財政基盤の強化の問題は困難な課題ではありますが、それぞれ漁協婦人部組織が取り組んでいかなければならない重要な課題です。

都道府県漁婦連の収支状況（1996年度：全国平均）

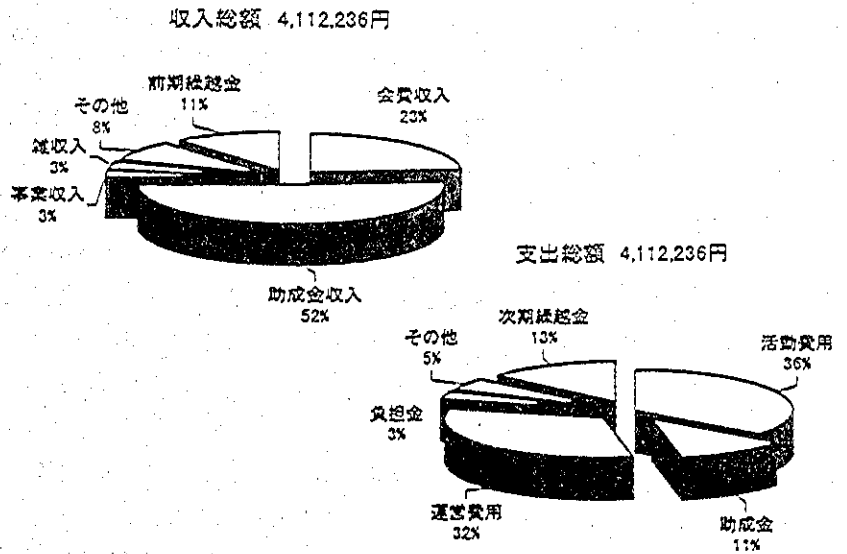

Q21．漁協の事業と漁協婦人部の関わりは

A.

(1) 漁協の主な事業は

漁協事業の主な内容は、水揚げされた漁獲物を販売、出荷する販売事業をはじめ漁業用の燃油や漁網などの漁業用資材、日用品等を供給する購買事業があり、さらに貯蓄や貸し付け業務を行う信用事業、漁業者の生命や財産、漁船や漁業経営を守る保険や共済事業等があります。

漁協によっては漁業を漁協が自営している場合もありますし、水産物の鮮度を保持するための製氷、冷凍冷蔵事業や漁協による水産物の加工事業や直売事業などを行っているところもあります。

また、漁協事業として重要な役割を果たしているのが指導事業です。各種の教育指導事業や情報提供等の活動を行なっています。漁協は指導事業の一環として漁協婦人部や青年部の活動資金の一部を助成したり、事務的な補助を行っています。

(2) 漁協婦人部と漁協信用事業の関わり

日常婦人部員が貯金をする目的は、自分たちの生活や漁業経営において、まとまった資金が必要になった場合に役立てるために、平素より積みたてておこうというものです。

一方、これを系統金融の立場からみると、一人一人の貯金はまとまって大きな資金となり、新船建造資金や漁具、漁業資材の購入代金、漁業の着業資金、加工施設の建設資金、住宅建設資金などとなって、漁業や漁村の発展に大きく役立っているのです。

(3) 漁協婦人部と漁協の共済

暮らしや生命、財産などを守る

漁協の共済事業はもともと漁業者の相互救済の制度を基本に仕組まれており、漁協婦人部が主体的な活動取り組みを行なっていく課題でもあるのです。

漁協婦人部活動と漁協共済の具体的な関わりをみると活発な漁協婦人部においては、婦人部の事業計画に「共済事業の普及推進」を掲げており、漁協婦人部役員と班長を含めて毎年のように共済に関する勉強会を開いています。

共済は広い意味でお互いの助け合いのシステムです。その内容や特に漁業者のために配慮して作られた特約などを学び、比較することで、家族の安心や子弟の将来のためにもよりよく賢く共済を活用することができるのです。

また、婦人部役員が漁協の共済担当職員と一緒に班を組み、集中推進活動に参加することによって、地域に漁協の共済を広げる活動も各地で実施されています。

最近でも全国の漁村では予期しない海難事故のために、毎年約100人もの漁業者が死亡したり行方不明になっています。遺された家族の生活を維持していくためには、どうしても生活の保証が必要になります。

漁協婦人部を中心に同じ地域に住む住民として生活上の不安をなくしていくためには、生活保証設計の大切さをお互いに認識し合い、共有化していく必要があります。テレビのコマーシャルや景品ではなく、本当に必要なものを選ぶためにも、十分な相談ができ、要望を伝えたり交渉をしながら漁協婦人部として取り組みを進めることが大きな安心につながるのだと思われます。

４．地域の活性化に果たす漁協婦人部の役割

Q23. 漁協婦人部は地域の活性化に貢献していますか

A.

(1) 地域活性化に貢献する漁協婦人部の活動は

よりよい漁村づくりを目指している漁協婦人部は地域における生活者であり、これまでもそれぞれの地域に密着した活動を永年に亘り続けてきており、地域活性化に大きく貢献してきています。

地域の中核となる漁協組織はその運動方針のなかで、Q3で示したとおり共に取り組むべき課題として、地域に密着した漁協婦人部の存在に大きく期待しており、具体的な活動内容を示しています。

(2) 地域活性化のためのこれからの活動は

漁協組織で直接取り組むことが難しい課題でも、漁協婦人部が機動力を生かし、陳情、要請活動を率先して行なったり、合成洗剤追放運動や海浜清掃運動を率先して実践するなど、環境問題に関して地域に問題提起をすることもできるのです。

漁協婦人部が取り組んできた課題のうち、とりわけ地域特性に応じた活動分野についてみると、漁業後継者の確保と育成、生活環境の整備、健康・福祉活動の推進、高齢者の生きがいづくり、生産者と消費者の交流、就業機会の創出、生活・文化活動の展開などの活動の課題があげられます。

こうした課題は、地域の農協や生協でも同様の取り組みを進めています、それぞれの地域で農協や生協の仲間と積極的に交流を深め、運動面での提携をしていくならば、もっと大きな運動の輪が広がり、活発な活動が展開できると思います。

もちろんこれらの課題は漁協婦人部の力だけでは解決できないものです。最近は県・市町村段階においても地域の活性化対策や町づくり、村おこしなどさまざまな取り組みがなされています。これからの漁協婦人部の活動も、こうした地方公共団体の施策と連携して活動展開をしていくと、さらに大きな力を発揮できると思います。

Q26. 漁協婦人部は地域営漁計画の推進にどのように取り組んできましたか

A.

(1) 地域営魚計画とは

地域の営漁計画づくりの運動は1983年の漁協大会の決議をうけて、1985年から国の施策として提唱され、「沿岸域計画営漁推進事業」として実施されてきました。この営漁計画づくりの運動は、それぞれの地域の漁業者集団による自主的な話し合いにより、各地域に見合った合理的な地域営漁計画づくりを推進しようというものです。

海面養殖業等においても、赤潮などによりハマチやタイの斃死をはじめ、真珠やカキの大量斃死等により養殖業経営は甚大な被害を蒙っています。しかし、こうした背景には漁業者自身による汚染や海面の生産容量を超えた過密養殖の問題があります。

地域営漁計画の考え方は、それぞれの地域において、漁場の使い方から魚の獲り方、さらには漁業者の経営の仕方や人々の生活の仕方に関して、今後どのように取り組んでいくのか、持続しうる漁業や養殖業の生産体制を確立していくために、関係漁業者が力を合わせて、より合理的な漁業資源管理と漁場利用の計画化の実現に取り組んでいこうというものなのです。

(2) 漁協婦人部の取り組み

漁業資源管理や一斉休漁日の推進で漁協婦人部は一役買っています。共に沖で働いている女性が小さい魚を獲らないようにしましょうと提唱したり、市場で働く女性が小さい魚を売らせないようにしましょうと呼びかけ、うまくいっている事例があります。家庭にあっても一斉休漁日の徹底など漁協婦人部が協力できるのです。

漁協婦人部はこれまで部員一人一人の日常活動として家計簿や営漁簿の記帳をすすめてきましたが、これらの取り組みを発展させ、前浜全体としてどの程度の漁業生産をするようにすればよいのか、そのために要する漁業経費はどのくらいか、資源量の動向は、生産量の推移はどうかといった事項を総合的に検討し計画化して行こうというものです。

漁協婦人部は漁村社会の中核的な組織である漁協と緊密に連携し、まさに車の両輪となってこれからの漁村社会の活性化に今後とも積極的に取り組んでいく必要があるでしょう。

そのためには、自分たちの地域における「地域営漁計画づくり」の推進がどうしても必要になるのです。

地域営漁計画により将来的に漁業収入の安定を目指し、同時に漁協婦人部が参加することを前提に、加工、流通といった分野をも視野に入れ、総合的に収入の増加を図っていくことを考えていくことです。そして地域における漁村社会全体としての経済力を向上させていく、まさに手作りの地域開発事業に取り組んでいくことになるのです。

陸で魚の仕分けをする女性は、最後の砦

福島県のヒラメ資源管理メジャーを持って市場を回るヒラメ監視委員

Q27. 漁協婦人部はこれからの高齢者福祉活動にどのように関っていけばよいのでしょうか

A.

(1) 避けて通れない高齢者化社会

1996年（平成8年）には日本人の平均寿命が女83歳、男77歳となり、1947年（昭和22年）当時の“人生50年時代”から半世紀の間に、私たちは“人生80年”を手に入れたことになります。

日々の生活のなかで、高齢者の問題は国や地方公共団体など行政の問題でもありますが、同時に避けて通れない自分たち自身の課題となっています。

介護保険制度のスタートを前に、漁村地域で生活する高齢者が安心して暮らせる地域づくりをすすめるために、それぞれの地域における取り組みを実践していかなければなりません。

このことは第6回全国漁協大会で示された活動方針の関連課題に「福祉ボランティア活動の支援、介護サービス事業の検討」として掲げられています。

(2) 介護保険制度の実施に向けて

高齢化社会を迎えて、平成12年から介護保険制度が実施されることになりました。目下実施準備がすすめられている段階です。ホームヘルパーの利用や福祉施設への入所などの高齢者の介護が、社会保険で行なわれるようになるのです。

介護保険は「社会全体で支える高齢者介護」を実現しようとする新しい仕組みとなっていますが、具体的に、どこで、どんなサービスをうけられるのか、ホームヘルパーの介護や援助の内容、介護の必要度を判断する市町村の認定の問題や保険料など、これから身近な問題として理解を深めていく必要があります。

介護保険は40歳以上の国民は強制加入となり、介護サービスは痴呆などの場合を除き65歳から適用されることになります。市町村による要介護認定を経て受けられるサービスが決まり、その範囲でメニューを選択できます。在宅ではホームヘルパー等12種類、施設は指定介護福祉施設など3種類のサービスを国の指定事業者が提供し、料金の1割が自己負担になる等の内容となっています。

高齢者福祉の活動は、他の活動に比べ、仕組みやすすめ方に専門的知識の必要性が高いこともあり、専門家の助けを借りた組織的な学習が必要でしょう。一人ではカバーできないことも漁協婦人部という組織を活用することで、地域ぐるみで対策を練ったり、必要な情報をスムーズに得ることができるでしょう。

(3) 各地域の福祉サービスの現状把握から

自分たちの地域では現在どのような福祉サービスが実施されているのか、まずは実態を把握することです。

利用する場合の手続き、利用資格や費用の問題、また、民間業者やボランティアなどのサービスに関しても確認する必要があります。調べた結果は分かりやすく一覧表を作ったり福祉マップや福祉手帳のようにまとめてみるのが良いでしょう。

(4) これからの運動取り組みは

これまで各地域で取り組まれてきた高齢者助け合いの活動なども、今後一層の広がりと内容の充実が求められてきます。これからは市町村や漁協などとも十分連携しながら進めていく必要があります。

各地の敬老会などの行事の支援、一人暮し家庭の訪問、福祉施設への訪問、さらには給食サービス（個別配達方式、会食方式）、買い物や家事援助、外出付き添いや話し相手など、活動の内容もそれぞれの地域のこれまでの経験やニーズに合わせたものを実施していくのがよいでしょう。

又、市町村や漁協と相談してデイサービスセンターを設ける等活動の分野は広範囲にわたってきます。最近ではホームヘルパー養成研修を受け、資格を取得するケースも多くなっています。

今後は市町村からの公的受託により、漁協などが中心となって在宅介護、デイサービス、給食サービスなどに取り組む活動も考えられます。

(5) 先進事例に学ぶことが重要

高齢者福祉活動の取り組みは、まだまだ地域格差が大きく、活動取り組みが進んでいない実情にあります。しかし、各地には必ず先進事例があります。

漁協婦人部関係者で直接そうした施設等に出向いて視察を行ない、当面している高齢者福祉対策に対する取り組みについての理解を深めるとともに、自分たちの地域での取り組みを企画したり、促進していくようにするとよいでしょう。

Q28. 後継者（就労者）・嫁不足問題にどのように取り組めばよいのでしょうか

A. 沿岸漁村においては深刻な後継者不足が続いており、各地で都市から若者を呼び寄せるなどの取り組みがなされています。多くの都市労働者がリストラ等で新しい職場を求めている現在、こうした取り組みは絶好のチャンスといえます。しかし受け入れようとする漁村地区自体にも外からの新しい労働力を受け入れる体制が整っていない等の問題もあります。

一方、漁業従事者の高齢化はさらに進行しています。後継者がいないため、休業や廃業をする漁業者も相次いでいます。現に沿岸漁業に従事している漁業者の多くが60歳代のところが多く、今後10年先には大幅に漁業従事者が減少していくことが見込まれています。

このまま放置したのでは沿岸漁業の状況そのものが変わってくることが予想されます。かといって、多くの漁村では後継者対策に関しては効果的な施策はほとんど講じられておりません。一部後継者が立派に育っているところがありますが、そこには高い生産性の漁業や若者たちに魅力のある漁業や養殖業があり、生活環境に恵まれているといった要件が備わっている点を見落としてはなりません。

先行き不安のうえに、将来の見通しもなく、漁業生産が不安定だというような中で、若者たちに生涯の仕事として漁業を選択させようとしても無理だといわざるを得ません。

単に後継者難を嘆くだけでなく、どのようにすれば若者たちに魅力ある漁業や養殖業の経営基盤を確立していくことが可能なのか真剣に考えていくことが必要です。

漁村の環境問題にしても、若者が生き生きと生活を楽しんでいける“場づくり”など、漁協婦人部として積極的に取り組める課題があります。

嫁不足問題も、現状では本人たちの努力だけではどうしようもない状況にあります。しかし、地域によっては若者たち自身で交流の場を設けて積極的に取り組んでいるところがあります。漁協婦人部の立場から若者たちの交流の場づくり等について、具体的な手助けを前向きに進めていく必要があるでしょう。

Q31．漁協婦人部は女性の地位向上にどのように取り組んでいますか

A．漁協婦人部の歴史は、もともと女性の地位向上の運動であったと云っても過言ではありません。漁村における女性の地位は、かつての時代に比較するとずいぶん向上していますが、都市生活者に比べるとまだまだ遅れているとの声も出されています。

女性の漁協の正組合員が全国で17,237人、そして37名が漁協の役員をしているといったことは漁協事業の活性化のためにも、女性の地位向上のためにも大きな役割をはたしています。

女性の地位向上と役割について、長崎県の島原市漁協で組合長をされている元田ハツエさんはかつて漁協婦人部活動について、「漁協の下部組織活動にとどまるべきではない。今こそ漁村の因習に縛されることなく、女性が組合員として、漁協の均等な構成員として、男性に対しても経営のパートナーとして、女性は今やあらゆる分野に参画し、責任を分担しうる状況を自らつくっていくことが必要なのです」と云われています。

漁村女性の正組合員化の取り組みや、漁協における女性役員の登用問題はそういった機会をただ待っているというのではなく、女性自らが積極的に機会を創造していくことが、女性の地位向上につながっていくのです。

1995年（平成7年）9月に北京で世界女性会議が開催され、女性が力をつけることに関するアジェンダ（予定表）を決議し、各国政府がそれぞれに行動計画を策定するように求めました。

わが国においても男女共同参画への取り組みは進んでおり、平成8年12月に政府は「男女共同参画2000年プラン」男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年度までの国内行動計画を決定しました。

そのなかの第2部「施策の基本的方向と具体的施策」のうち「農山漁村におけるパートナーシップの確立」には

① あらゆる場における意識と行動の変革、
② 政策・方針決定過程へ女性の参画の拡大、
③ 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備、
④ 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり、
⑤ 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備、

とそれぞれ具体的な内容が示されています。

こうした内容に関しては、漁協婦人部としても、改めて組織として取り上げ、具体的な内容について学習と実践活動を進めていく必要があります。

そういった意味からも漁協婦人部員の漁協の正組合員化をすすめる取り組みはこれからの基本的な運動課題となるでしょう。

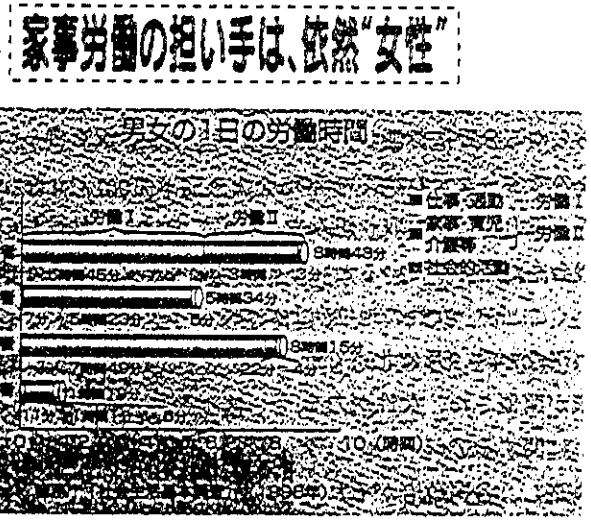

NHK「生活時間の国際比較」（1994年）